

多機能型事業所 みぞくち
サービス重要事項説明書

社会福祉法人 吉備路の会
多機能型事業所 みぞくち

社会福祉法人 吉備路の会 多機能型事業所 みぞくち

あなたに対する利用サービス提供開始にあたり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第52号。以下「岡山県基準条例」という）第95条及び第190条に基づいて当事業者があなたに説明すべき事項は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人 吉備路の会
所在地	岡山県総社市小寺1553-1
電話番号	0866-92-6580
代表者氏名	理事長 小原章弘
設立年月日	平成元年7月25日

2. 利用施設の概要

事業指定	平成24年 4月 1日指定
事業所の名称 (事業所番号)	多機能型事業所みぞくち 3310800291号
事業所の所在地	岡山県総社市溝口字山根前119
電話番号	(0866) 94-3131
FAX 番号	(0866) 94-3132
管理者	村上雅昭
サービス管理責任者	森田宏之
サービスの実施地域	総社市、倉敷市、岡山市、その他
主たる対象者	知的障害者
定員	生活介護 20名 就労継続支援B型 15名
開設年月日	平成24年4月1日
目的	この規程は、社会福祉法人吉備路の会が設置経営する多機能型事業所みぞくちにおいて実施する指定障害福祉サービス事業の生活介護及び就労継続支援B型の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った、適切かつ円滑な生活介護及び就労継続支援B型の提供を確保する事を目的とする。
運営方針	生活介護事業の実施に当たって事業者は、利用者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。 就労継続支援B型事業の実施に当たって事業者は、利用者が基本的人

社会福祉法人 吉備路の会 多機能型事業所 みぞくち

	権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
--	---

3. サービスに係る設備等の概要

(1) 事業所の概要

		<面積>
	敷地面積	1 2 5 6 . 1 2 m ²
作業棟	構築	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
	延べ床面積	2 2 7 . 2 5 m ²
食堂棟	構築	鉄骨造ストレート 2 階建
	延べ床面積	1 3 . 7 3 8 m ²
トイレ棟	構築	木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
	延べ床面積	4 7 . 3 2 m ²
第 2 作業棟	構築	木造 2 階建て
	延べ床面積	4 6 . 8 1 m ²
調理棟	構築	軽量鉄骨平屋
	延べ床面積	3 6 . 4 5 m ²

(2) 主な設備

①作業棟

<種類>	<面積>
作業所 1	4 1 . 8 m ²
作業所 2	5 1 . 6 m ²
多目的室	5 1 . 6 m ²
事務室	1 4 . 8 m ²
女子ロッカールーム	8 . 8 m ²
男子ロッカールーム	8 . 8 m ²
相談室	2 ・ 6 m ²

②食堂棟

<種類>	<面積>
食堂	6 0 . 5 m ²
給湯室	8 . 5 m ²

社会福祉法人 吉備路の会 多機能型事業所 みぞくち

③トイレ棟

＜種類＞	＜面積＞
女子トイレ	19.2 m ²
男子トイレ	8.0 m ²
車椅子使用者用トイレ	4.0 m ²
シャワーブース	4.0 m ²
汚物処理室	4.0 m ²

④第2作業棟

＜種類＞	＜面積＞
作業場（1F）	20.7 m ²
更衣（準備）室（1F）	4.7 m ²
倉庫（1F）	4.6 m ²
作業場（1F）	16.5 m ²
トイレ（1F）	2.7 m ²
スタッフルーム（2F）	16.5 m ²
更衣室兼休憩室（2F）	12.4 m ²

⑤調理棟

＜種類＞	＜面積＞
調理室・検収室・前室等	36.4 m ² （延べ床面積）

※当事業所では、上記の施設・設備をご利用いただく事が出来ます。これらは、岡山県基準条例が定める基準により、指定障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援 B 型）のサービス提供に設置が義務付けられている施設・設備です。これらの利用については、利用者に特別の費用をご負担いただく必要はありません。

4. 職員の配置状況

（1）職員の員数

（令和6年4月現在）

	職種	員数	常勤		非常勤	
			専従	兼務	専従	兼務
生活介護	管理者	1		1		
就労継続支援 B 型						
生活介護	サービス管理責任者	1	1			
就労継続支援 B 型						
生活介護	医師	1				1
	看護職員	1				1
	生活支援員	10	6	1	3	

社会福祉法人 吉備路の会 多機能型事業所 みぞくち

就労継続支援 B 型	生活支援員	2			2	
	職業指導員	1	1			
	目標工賃達成指導員	1	1			
その他の職員	調理員	1	1			

当事業所では、岡山県基準条例の定める指定基準を遵守し、指定障害福祉サービスを提供する職員として上記の職員を配置しています。

(2) 職員の勤務体制

職種	勤務時間
管理者	8 : 30 ~ 17 : 00
サービス管理責任者	8 : 30 ~ 17 : 00
医師	嘱託
看護職員	8 : 30 ~ 17 : 00 (常勤の場合) 週 1 回 14 : 15 ~ 15 : 30 (非常勤の場合)
生活支援員	8 : 30 ~ 17 : 00
生活支援員 (非常勤)	9 : 00 ~ 16 : 00
職業指導員	8 : 30 ~ 17 : 00
目標工賃達成指導員	8 : 30 ~ 17 : 00
調理員	7 : 30 ~ 16 : 00

5. 営業日と営業時間等

(1) 生活介護

- ・営業日：原則、月曜日から金曜日までとする（国民の祝日及び5月3日～5月5日、8月13日～8月15日、12月29日～1月3日を除く）。ただし、事業所の管理者が必要と認めた場合はこの限りではない。
- ・営業時間：8 : 30 ~ 17 : 00 ただし、事業所の管理者が必要と認めた場合はその限りではない。
- ・サービス提供日：原則、月曜日から金曜日までとする（国民の祝日及び5月3日～5月5日、8月13日～8月15日、12月29日～1月3日を除く）。ただし、事業所の管理者が必要と認めた場合はこの限りではない。
- ・サービス提供時間：9 : 00 ~ 16 : 00 ただし、事業所の管理者が必要と認めた場合はこの限りではない。

(2) 就労継続支援 B 型事業

- ・営業日：原則、月曜日から金曜日までとする（国民の祝日及び5月3日～5月5日、8月13日～8月15日、12月29日～1月3日を除く）。ただし、事業所の管理者が必要と認めた場合はこの限りではない。
- ・営業時間：8 : 30 ~ 17 : 00 ただし、事業所の管理者が必要と認めた場合はその

社会福祉法人 吉備路の会 多機能型事業所 みぞくち

限りではない。

- ・サービス提供日：原則、月曜日から金曜日までとする（国民の祝日及び5月3日～5月5日、8月13日～8月15日、12月29日～1月3日を除く）。ただし、事業所の管理者が必要と認めた場合はこの限りではない。
- ・サービス提供時間：9：00～16：00　ただし、事業所の管理者が必要と認めた場合はこの限りではない。

6. サービス提供の内容

（1）自立支援給付費対象サービス

＜サービスの種類＞	＜サービス内容＞
個別支援計画	サービス管理責任者が法の定めに従い、利用者に対するアセスメント、支援計画の作成、モニタリングを定期的を実施し、利用者の同意をいただきます。全てのサービスは個別支援計画に基づいて行われます。
健康管理	日常生活上必要な管理、記録を行います。また、医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持の為に適切な支援を行います。利用者の病状急変等の緊急時には速やかに医療機関に連絡等を行います。
心身の状況に応じた適切な介護及び支援	適切な技術を持って、利用者の心身の状況に応じて自立の支援や日常生活の充実の為に支援を行います。
身体機能・日常生活能力の維持・向上のための支援	排泄や食事の自立に必要な支援や衣類の着脱、整容などの日常生活に必要な支援を適切に行います。
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し適切な助言、援助を行います。
生産活動	（生活介護） ①事業所内で簡単な生産活動と創作活動を提供します。 （就労継続支援 B 型） ② 公園管理清掃（市からの委託業務） ② フルーツネットの結束作業 ③ おこわ製造販売 ④ もちの製造販売 等
社会生活への配慮	利用者の要望を考慮し、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供します。
就労の機会及び情報の提供	一般就労や福祉的就労、就労系サービス利用に必要な知識、能力の向上の為に必要な訓練を行います。また、その他の便宜を適切かつ

社会福祉法人 吉備路の会 多機能型事業所 みぞくち

就労に関する知識及び能力向上のために必要な支援	効果的に行います。
工賃の支払い	（就労継続支援 B 型） 上記の生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として生産活動に従事している利用者に支払います。ただし、就労継続支援 B 型においては 1 月あたりの工賃の平均額は 3 千円を下回らないものとする。
施設外就労支援・求職活動支援・職場定着支援 （就労継続支援 B 型）	ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や求職活動の支援の実施を行います。利用者が計画に沿って実習が出来るよう、実習の受け入れ先の確保を行います。 また、利用者の職場安定を促進する為にハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係職員と連携を取りながら求職活動支援の実施を行います。
成年後見制度活用への配慮	必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用できるように配慮します。
利用者の送迎	自主通所が出来ない場合は希望により送迎を行います。送迎車両への乗降場所については、送迎時間や他の利用状況により相談の上、決定させていただきます。 自主通所を希望の場合は、十分安全に留意していただき、通所してください。通所中の事故等につきましては当事業所では責任を負いかねます。予めご了解ください。

（2）自立支援給付費対象外サービス内容

＜サービスの種類＞	＜サービスの内容＞
食事サービス	希望により食事の提供をします。（実費がかかります） 食事時間 12：00～13：00
生産活動等諸経費	生産活動を行う上でかかる費用のうち、負担して頂く事が適当であるものに関して実費をいただきます。
就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち、負担して頂く事が適当であるものに関して実費をいただきます。
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活用品の購入代金等や日常生活に要する費用で負担していただく事が適当であるものに係る費用をいただきます。

上記のサービスについては、自立支援給付費対象外のサービスとなる為、サービスの提供をご希望される場合には、下記の 7. 利用料金の（5）自立支援給付費対象外サービスの利用料金に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払いいただきます。

7. 利用料金

(1) 当事業所が提供するサービスと利用料金

介護給付費又は訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働省の定める額）のうち9割が介護給付費又は訓練等給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費又は訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する場合、利用者負担分として、サービス利用料金の1割の額を事業者にお支払いいただきます。

なお、定額負担又は利用者負担額の軽減等が適用される場合には、この限りではありません。

※詳しくは障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 自立支援給付費対象サービスの利用料金

＜サービス形態＞	＜利用時間＞	＜支援区分＞	＜サービス利用料金＞	＜利用者負担額＞
生活介護サービス費 (1日につき)	3時間未満	区分6	4,470円	447円
		区分5	3,310円	331円
		区分4	2,260円	226円
		区分3	2,030円	203円
		区分2以下	1,840円	184円
	3時間以上 4時間未満	区分6	5,580円	558円
		区分5	4,140円	414円
		区分4	2,840円	284円
		区分3	2,530円	253円
		区分2以下	2,290円	229円
	4時間以上 5時間未満	区分6	6,700円	670円
		区分5	4,970円	497円
		区分4	3,400円	340円
		区分3	3,050円	305円
		区分2以下	2,770円	277円
	5時間以上 6時間未満	区分6	7,820円	782円
		区分5	5,790円	579円
		区分4	3,960円	396円
		区分3	3,550円	355円
		区分2以下	3,220円	322円
	6時間以上 7時間未満	区分6	10,870円	1,087円
		区分5	8,080円	808円
		区分4	5,530円	553円
		区分3	4,950円	495円

社会福祉法人 吉備路の会 多機能型事業所 みぞくち

		区分 2 以下	4,500 円	450 円
	7 時間以上 8 時間未 満	区分 6	11,160 円	1,116 円
		区分 5	8,290 円	829 円
		区分 4	5,670 円	567 円
		区分 3	5,070 円	507 円
		区分 2 以下	4,610 円	461 円
	8 時間以上 9 時間未 満	区分 6	11,760 円	1,176 円
		区分 5	8,900 円	890 円
		区分 4	6,290 円	629 円
		区分 3	5,680 円	568 円
		区分 2 以下	5,220 円	522 円
＜サービス形態＞	＜全体の平均工賃月額＞	＜サービス利用料金＞	＜利用者負担額＞	
就労継続支援 B 型 サービス費（Ⅰ） （1 日につき）	平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満		6,370 円	637 円
	平均工賃月額が 1 万 5 千円以上 2 万円未満		6,240 円	624 円
	平均工賃月額が 1 万円以上 1 万 5 千円未満		6,000 円	600 円
	平均工賃月額が 1 万円未満		5,260 円	526 円

(3) 自立支援給付費対象サービスの加算料金 (利用者負担額は表示額の一割の額)

< 加算項目 >		< 備考 >	< 金額 >
共通	初期加算		300 円/日
	欠席時対応加算	月 4 回を限度	940 円/回
	訪問支援特別加算	所要時間 1 時間以上	2,800 円/回
		所要時間 1 時間未満	1,870 円/回
	食事提供体制加算		300 円/日
	送迎加算 (I)	就労 B のみ 生活介護のみ	210 円/片道 210 円 + 280 円/片道
	利用者負担上限額管理加算		1,500 円/月
	福祉専門職員配置等加算 (III)		60 円/日
生活介護のみ	常勤看護職員等配置加算	定員 11 人以上 20 人以下の場合	280 円/日
		定員 21 人以上 30 人以下の場合	240 円/日
	人員配置体制加算 (右記のいずれか)	定員 20 人以下 (I) 1.5 : 1	(I) 3,210 円/日
		(II) 1.7 : 1	(II) 2,650 円/日
		(III) 2.0 : 1	(III) 1,810 円/日
		定員 21 人以上 60 人以下 (I) 1.5 : 1	(I) 2,630 円/日
		(II) 1.7 : 1	(II) 2,120 円/日
		(III) 2.0 : 1	(III) 1,360 円/日

社会福祉法人 吉備路の会 多機能型事業所 みぞくち

	重度障害者支援加算 (Ⅰ)	(Ⅰ)	500 円／日
	(Ⅱ)	(Ⅱ)	3,600 円／日・人
		※1：個別支援を開始した日から 180 日以内は (Ⅱ) に加えること	5,000 円／日・人
		※2：(Ⅱ) を満たした上で、中核的人材を配置し行動関連項目 18 点以上のものを支援した場合は加えること	1,500 円／日・人
	(Ⅲ)	(Ⅲ)	2,000 円／日・人
		※1：個別支援を開始した日から 180 日以内は (Ⅲ) に加えること	1,800 円／日・人
		※2：(Ⅲ) を満たした上で、中核的人材を配置し行動関連項目 18 点以上のものを支援した場合は加えること	4,000 円／日・人
		※3：個別支援を開始した日から 180 日以内は※2に加えること	1,500 円／日・人
		※3：個別支援を開始した日から 180 日以内は※2に加えること	2,000 円／日・人
	栄養スクリーニング加算	6 カ月に 1 回を限度	50 円／回
	栄養改善加算	月 2 回を限度	2,000 円／回
就 労 B の み	重度者支援体制加算 (Ⅱ)		280 円／日
	目標工賃達成指導員配置加算		450 円／日
	目標工賃達成加算		100.円／日

(4) 加算の説明

<加算>	<内容>
初期加算	指定生活介護、指定就労継続支援B型事業所等のサービス利用の初期段階において、利用者の居宅訪問や連絡等で生活状況の把握を行う等、特にアセスメントに時間を要する事からサービス利用開始から30日の間、加算するもの。
欠席時対応加算	事業所において事業所を利用する利用者が利用を予定していた日に急病等で急遽、利用を中止した際に連絡調整やその他の相談援助を行うと共に、相談援助の記録を行なった場合、月4回まで加算するもの。
訪問支援特別加算	継続して利用する利用者が継続して5日間、利用しなかった時に職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合、月2回まで加算するもの。ただし、指定就労継続支援B型及び指定生活介護の計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得るものとする。
食事提供体制加算	収入が一定額以下の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①～③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に加算するもの。 ①管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わる事（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること

社会福祉法人 吉備路の会 多機能型事業所 みぞくち

	②利用者ごとの摂食量を記録していること ③利用者ごとの体重や BMI を概ね 6 月に 1 回記録していること 障害福祉サービス受給者証に「該当」と記してある利用者（低所得者）のみ対象。
送迎加算（Ⅰ）	1 回の送迎につき平均 10 人以上が利用し、かつ、週 3 回以上の送迎を実施している場合において都道府県知事が必要と認める基準により加算するもの。 さらに、障害支援区分 5 もしくは 6 またはこれに準ずる者が 6 割以上いる場合は、更に 280 円／片道を加算するもの（生活介護のみ）。
利用者負担上限額 管理加算	上限額管理事業所となっている事業所が、対象利用者の障害福祉サービスにおける上限額管理事務を行った場合に加算するもの。
福祉専門職員配置等 加算（Ⅲ）	生活支援員・職業指導員等のうち常勤職員が 75% 以上、又は継続 3 年以上の常勤職員が 30% 以上の事業所に加算するもの。
常勤看護職員等配置 加算（Ⅰ）	看護職員を常勤換算で 1 以上配置している場合に加算するもの。
人員配置体制加算 （Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）	手厚い人員配置体制をとっている事業所によるサービスを行っている場合に加算するもの。 （Ⅰ）1.5：1、（Ⅱ）1.7：1、（Ⅲ）2：1 なお生活介護の定員数によって加算額が変動する。
重度障害者支援加算（Ⅰ） （Ⅱ） （Ⅲ）	（Ⅰ）人員配置体制加算（Ⅰ）及び常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）を算定している事業所であって、当該加算に必要な人員配置を超えて生活支援員又は看護職員を配置し、重症心身障害者が 2 人以上利用 （Ⅱ）生活支援員のうち 20% 以上の基礎研修修了者を配置し、区分 6 かつ行動関連項目 10 点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行う場合に加算するもの また、上記（Ⅱ）を満たした上で、行動関連項目 18 点以上の者に対して、中核的人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合に加算するもの （Ⅲ）生活支援員のうち 20% 以上の基礎研修修了者を配置し、区分 4 以上かつ行動関連項目 10 点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行う場合に加算するもの
栄養スクリーニング 加算	利用開始及び利用中 6 月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い。当該利用者の栄養状態に関する情報を、当該利用者を担当する相談支援専門員に提供した場合に加算するもの
栄養改善加算	低栄養又は過栄養状態にある利用者又はその恐れのある利用者に対して、当該利用者の栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるもの（以下、栄養改善サービスという）を行った場合に、3 月以内の期間に限り 1 月に 2 回を限度として加算するもの
重度者支援体制加算（Ⅱ）	障害基礎年金 1 級受給者が利用者の 25% 以上 50% 未満の場合に加算するもの。
目標工賃達成指導員 配置加算	目標工賃達成指導員を常勤換算法で 1 人以上配置し、手厚い人材体制（職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算法で 6：1 以上、かつ当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援の総数が常勤換算法で 5：1 以上）をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合に加算するもの
目標工賃達成加算	目標工賃達成指導員配置加算の対象となる B 型事業所等が各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に加算するもの

※欠席時対応加算の対象は、前日の 17 時以降又は当日に休む連絡があった場合とさせてい

社会福祉法人 吉備路の会 多機能型事業所 みぞくち

たきます。ただし1カ月につき4回までが加算対象となります（5回目以降は加算対象となりません）。

（５）自立支援給付費対象外サービスの利用料金

項 目	金 額
食事代	昼食 740円（300円）／回 （ ）は食材料費
日用生活品の購入（歯ブラシ等の日用品費）	実費
教養娯楽等（クラブ活動やレクリエーション等）	実費
生産活動等諸経費・就労に向けての支援に必要な諸経費・その他日常生活上必要となる諸費用	実費

※昼食のキャンセル料につきましては、昼食が不要になる日を0日として3営業日前の17時までに昼食不要のご連絡がなかった場合は、昼食代のキャンセル料が発生します。なお、これには食事提供体制加算が適用されませんので、全額自己負担の740円となりますのでお気を付けください。

（６）利用者の選定により提供するサービスの利用料金

<項目>	<内容>	<金額>
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関への手続き等について、利用者又は家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行します。	職員付き添い 500円／30分 車両使用料 20円／km
その他	・サービス提供記録等の複写代 ・証明書諸書類の発行	白黒10円 カラー30円
各種証明書の発行	・在園証明書等 ・領収書の必要な方には発行いたします	一部100円

（７）利用料金のお支払方法

利用料金はサービス利用の月末締め、翌月10日までにご請求しますので、請求月の25日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア．窓口での現金支払い

イ．下記指定口座への振り込み

振込先 吉備信用金庫 本店

口座番号 0578751

口座名義 多機能型事業所みぞくち 管理者 村上雅昭

※ 振り込み手数料は個人でご負担下さい。

社会福祉法人 吉備路の会 多機能型事業所 みぞくち

8. 苦情申し立て先（虐待防止に関する申し立ても含む）相談窓口

当事業所 ご利用相談窓口	- 窓口担当者 サービス管理責任者 森田 宏之 生活支援員 田中 美和 - 解決責任者 統括施設長 小原 章弘 - 営業日 原則、月曜日～金曜日 - ご利用時間 9：00～17：00 - 電話番号 (0866) 94-3131 - FAX (0866) 94-3132 - 担当者が不在の場合には事業所までお申し出ください。
吉備路の会 第三者委員会	秋田皓二 086-287-3451 受付日：随時（時間帯：9：00～17：00） 岩満賢次 090-4101-9489 受付日：随時（時間帯：9：00～17：00） 佐野裕二 080-1916-8352 受付日：随時（時間帯：9：00～17：00） 緊急時は随時）
岡山県保健福祉部 障害福祉課	所在地：岡山市北区内山下2-4-6 電話番号：086-226-7345
岡山県社会福祉協議会 （運営適正化委員会）	所在地：岡山市北区南方2丁目13-1 電話番号：086-226-9400 受付可能時間：月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00

※1. 苦情に関するボックスを多目的室に設置しています。

※2. 岡山県社会福祉協議会に設置された「岡山県運営適正化委員会」においても市町村と連携しながら苦情対応を行っています。

9. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人革斉会 杉生クリニック
医院長名	杉生 訓昭
所在地	岡山県総社市三須1342
電話番号	0866-92-0252
診療科	内科・胃腸科・リハビリテーション科

10. 非常災害及び火災時の対策

非常時の対応	（風水害時）別途に定める風水害対応計画により対応します。 （火災時）別途に定める消防計画等により対応します。 （その他）別途に定める緊急時対応マニュアルにより対応します。
--------	---

社会福祉法人 吉備路の会 多機能型事業所 みぞくち

平時の訓練	別途に定める消防計画、風水害対応計画等にとり、避難、消防訓練等を利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知機 ・ガス漏れ報知機 ・非常用電源 ・室内防火栓 ・消火器 ・カーテン等については防火性のあるものを使用しています。
計画	(消防計画) 消防署への届出 毎年度初旬 防火管理者 村上 雅昭 (風水害対応計画及び緊急時対応マニュアル) 管理者及び職員にて適時見直し、事業所を取り巻く環境の変化に対応します。 (業務継続計画) 感染症又は非常災害時の発生時においては、業務継続計画 (BCP という) に基づいて、利用者に対する指定障害福祉サービス等の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るよう努めます。

1 1. 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償して頂くことがあります。
喫煙	喫煙は決められた場所をお願いします。全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品については利用者の責任において管理して頂きます。自己管理が出来ない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないよう to してください。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい

1 2. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者及びその家族の求めに応じてその内容を開示します。

また、記録及び情報については契約の終了後 5 年間保管します。

(閲覧、複写ができる窓口業務時間は、9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 です。)

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。ただし、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意 (文書による) に基づき情報提供を致します。

社会福祉法人 吉備路の会 多機能型事業所 みぞくち

1 3. 事故発生時の対応方法

事業者は、事故が発生した場合は、県・市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が生じた場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

(1) 損害保険会社名：エース損害保険株式会社

(2) 損害保険の種類：知的障害施設総合賠償保険

(3) 損害保険の内容

①施設賠償	1 事故・保険期間中（対人・対物共通）	5 億円
②－ 1 生産物賠償・	1 事故につき	5 億円
②－ 2 事業者賠償責任保険		
③人格権侵害	1 事故につき	5 千万円
④事故対応費用	1 事故につき	5 百万円
⑤治療費用及び 葬儀・死亡見舞金	1 名につき	1 0 0 万円
	1 事故につき	1 千万円
⑥見舞金・見舞品費用	1 被害者につき	1 万円
	保険期間中	5 0 ～ 2 0 0 万円

1 4. 緊急時の対応方法

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関や指定された緊急連絡先への連絡を行います。

利用者のかかり つけ医療機関	医療機関名：
	診 療 科：
	主 治 医：
	所 在 地：
	電 話 番 号：
緊急連絡先	住 所：
	電 話 番 号：
	氏 名：
	続 柄：

社会福祉法人 吉備路の会 多機能型事業所 みぞくち

私は本書面に基づいて社会福祉法人吉備路の会の職員から、本重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利 用 者

住 所

氏 名

⑩

利用者の成年後見人等

住 所

氏 名

続 柄

⑩

当事業者は 様に対する支援サービスの提供にあたり、上記のとおり説明をいたしました。

令和 年 月 日

事 業 者

住 所
名 称

岡山県総社市小寺1553-1
社会福祉法人 吉備路の会
(多機能型事業所 みぞくち)

代 表 者

理事長

小 原 章 弘

⑩

説明者

⑩